

中之条町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、町内における太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関し、災害の防止、生活環境並びに豊かな自然環境の保全及び良好な景観の形成を図るために必要な事項を定めることにより、町民の安全及び安心を確保しながら再生可能エネルギー事業と共存することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（建築物の屋根又は屋上に設置するもの、送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (2) 特定設備 太陽光発電設備のうち、発電出力が10キロワット以上のものをいう。
- (3) 事業 太陽光発電設備を設置及び増設（設置及び増設のための木竹の伐採、切土、盛土、埋立て、掘削等の造成行為を含む。）し、発電する事業をいう。ただし、設置されている太陽光発電設備の改修は除く。
- (4) 事業区域 事業の用に供する土地の区域及び既設事業と一体の事業の土地の区域をいう。
- (5) 事業者 事業を行う者及び設置する太陽光発電設備の管理を行う者をいう。

(町の責務)

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守しなければならない。

2 事業者は、事業を廃止したときは、関係法令に基づき速やかに太陽光発電設備を

撤去し、適正に処分しなければならない。

3 事業者は、町における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全に配慮するとともに、地域住民との良好な関係を保つよう努めなければならない。

4 事業者は、太陽光発電事業に係る事故が発生したとき又は苦情若しくは紛争が生じたときは、直ちに適正な措置を講じるとともに、その解決に当たらなければならない。

(土地所有者の責務)

第5条 土地所有者は、この条例の目的を達成するため、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(抑制区域)

第6条 町長は、次の各号に掲げる区域を特定設備の設置を抑制する区域として指定し、事業を実施しないよう事業者に協力を求めるものとする。

(1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項に規定する特別地域

(2) その他町長が必要と認める区域

(禁止区域)

第7条 町長は、次の各号に掲げる区域を特定設備の設置を禁止する区域として指定する。

(1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域及び同法第7条第1項の土砂災害警戒区域

(3) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条により指定された土地及びその影響を受ける区域

(4) その他町長が必要と認める区域

(事前協議)

第8条 事業者は、町内において事業を実施しようとするときは、町長と事前に協議しなければならない。

(周辺住民等への説明等)

第9条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第4条の2の3第1項による説明会の開催又は事前周知措置（以下「説明会等」という。）を実施する事業者は、周辺の住民及び関係者（以下「周辺住民等」という。）の理解を得られるよう努めなければならない。

2 事業者は、周辺住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、第1項に規定する説明会又は事前周知措置を実施した場合及び前項の措置を講じたときは、規則で定めるところにより、町長に報告しなければならない。

（助言）

第10条 町長は、必要があると認めるときは、事業者又は周辺住民等に対して、必要な措置を講ずるよう助言を行うことができる。

（勧告）

第11条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（1）第9条第2項の措置を講じないとき。

（2）景観及び自然環境等の保全並びに災害の発生の防止のために重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。

（命令）

第12条 町長は、第7条に違反して事業を実施した場合又は事業者が正当な理由なく前条の規定による勧告に従わない場合は、相当の期限を定めて当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

（公表）

第13条 町長は、前条の規定により命令したときは、次の各号に掲げる事項を公表することができる。

（1）命令した事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事業所の所在地）

（2）命令の内容

2 町長は、前項の規定により公表を行う場合は、あらかじめ事業者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に設置されている太陽光発電設備の増設についても適用するものとする。